平成２５年（フ）第６９号
青森県五所川原市みどり町４丁目66番地
債務者　古川　克典
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第５５７３号
大阪市城東区関目６丁目６番24―1401号
債務者　波々伯部静代
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６４０号
大阪市東住吉区矢田１丁目15番１―713号
債務者　北藤ハツ子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８４号
大阪府吹田市南正雀２丁目３番11号
債務者　平井　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７３６号
大阪市西淀川区柏里１丁目５番８号　ネスト88―101号室
債務者　山岡　達也
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７４４号
大阪市西淀川区佃２丁目２番11―303号
債務者　中林　豊子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８２８号
大阪市住吉区山之内３丁目11番25号グリーンウッド住吉402号
債務者　東　　園美
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４３号
大阪府八尾市相生町２丁目６番11―107号
債務者　谷垣　吉樹
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７４号
大阪府枚方市香里ケ丘11丁目24番47号
債務者　清水　公夫
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９０号
大阪府東大阪市吉田１丁目12番18号　206号
債務者　廣瀬　　進
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２４号
大阪府枚方市津田元町２丁目11番12号
債務者　上段　正浩
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０８２号
大阪市北区長柄東３丁目２番３―1011号
債務者　親川　由加（旧姓稲本）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４号
大阪府守口市大庭町２丁目24番19号
債務者　山上　朱美
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１号
大阪府守口市金下町２丁目６番８号
債務者　山中　由江
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６号
大阪市住吉区沢之町１丁目４番11号　フェニックス96―301号
債務者　柴野　寿人
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６０号
大阪府交野市星田２丁目３番24―21号
債務者　南光　國昭
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６号
大阪市生野区桃谷２丁目24番５号　MMハイツ103
債務者　光田　圭子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２号
大阪市平野区平野上町１丁目10番26号上町ヴェラ102号
債務者　奥本美恵子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部